

特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則の概要

- 1 特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 25 年神奈川県条例第 16 号）附則第 6 項に規定する規則で定める日を「平成 30 年 3 月 31 日」に改正することとした。（附則第 2 項関係）
- 2 この規則は、公布の日から施行することとした。

特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成25年神奈川県規則第26号）新旧対照表

改 正	現 行
第 1 条～第 5 条 （略） 附 則 1 （略） 2 条例附則第 6 項に規定する規則で定める日は、 <u>平成30年3月31日</u> とする。	1 条～第 5 条 （略） 附 則 1 （略） 2 条例附則第 6 項の規則で定める日は、 <u>平成27年3月31日</u> とする

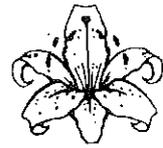
指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則の概要

- 1 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成 25 年神奈川県条例第 17 号）附則第 5 項に規定する規則で定める日を「平成 30 年 3 月 31 日」に改正することとした。（附則第 2 項関係）
- 2 この規則は、公布の日から施行することとした。

指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（平成25年神奈川県規則第27号）新旧対照表

改 正	現 行
第 1 条～第 3 条 （略） 附 則 1 （略） 2 条例附則第 5 項に規定する規則で定める日は、 <u>平成30年3月31日</u> とする。	第 1 条～第 3 条 （略） 附 則 1 （略） 2 条例附則第 5 項に規定する規則で定める日は、 <u>平成27年3月31日</u> とする。

神奈川県公報



県の花：山ゆり

平成27年3月31日(火曜日)

号外第24号

毎週火曜日及び金曜日発行

目次	ページ	
〇規則		(保健福祉・高齢施設課)
特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則(保健福祉・高齢施設課)	1	宅地建物取引業法施行細則の一部を改正する規則(県土整備・建設業課)
指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則		長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則(県土整備・建築指導課)
		神奈川県建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則(県土整備・建築安全課)
規 則		
特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成27年3月31日 神奈川県知事 黒岩 祐治 神奈川県規則第56号		宅地建物取引業法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成27年3月31日 神奈川県知事 黒岩 祐治 神奈川県規則第58号
特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則 特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則(平成25年神奈川県規則第26号)の一部を次のように改正する。 附則第2項中「の」を「に規定する」に、「平成27年3月31日」を「平成30年3月31日」に改める。 附 則 この規則は、公布の日から施行する。		宅地建物取引業法施行細則の一部を改正する規則 宅地建物取引業法施行細則(昭和56年神奈川県規則第109号)の一部を次のように改正する。 目次中「宅地建物取引主任者」を「宅地建物取引士」に改める。 「第3章 宅地建物取引主任者」を「第3章 宅地建物取引士」に改める。 第19条第1項第4号中「宅地建物取引主任者証交付申請書」を「宅地建物取引士証交付申請書」に改め、同項第5号中「宅地建物取引主任者証書換え交付申請書」を「宅地建物取引士証書換え交付申請書」に改め、同項第6号中「宅地建物取引主任者証再交付申請書」を「宅地建物取引士証再交付申請書」に改める。 第19条の2中「宅地建物取引主任者資格登録消除申請書」を「宅地建物取引士資格登録消除申請書」に改める。 第20条の見出し中「取引主任者証」を「宅地建物取引士証」に改める。 第21条の見出し中「取引主任者証」を「宅地建物取引士証」に改め、同条中「宅地建物取引主任者証返還請求書」を「宅地建物取引士証返還請求書」に改める。 第25条中「午前9時から午前11時まで及び午後1時から午後4時まで」を「午前10時から午後3時まで」に改める。 第1号様式の3中「宅地建物取引主任者資格登録消除申請書」を「宅地建物取引士資格登録消除申請書」に改める。 第2号様式中「宅地建物取引主任者証返還請求書」を「宅地建物取引士証返還請求書」に、「宅地建物取引主任者証の」を「宅地建物取引士証の」に、「宅地建物取引主任者証提出年月日」を「宅地建物取引士証提出年月日」に、「する宅地建物取引主任者証」を「する宅地建物取引士証」に改める。 附 則 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。 2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必
指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成27年3月31日 神奈川県知事 黒岩 祐治 神奈川県規則第57号		
指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則(平成25年神奈川県規則第27号)の一部を次のように改正する。 附則第2項中「平成27年3月31日」を「平成30年3月31日」に改める。 附 則 この規則は、公布の日から施行する。		